

令和4年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：令和5年2月8日（水）午後2時00分～3時10分

2 場 所：WEB・静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：10名

4 議 事

（1）審議事項

- ・静岡県土地利用基本計画書の一部変更（案）について
- ・静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・静岡県国土利用計画審議会における会議の書面開催に係る運用（案）について

（2）報告事項

- ・森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・次期静岡県国土利用計画の策定に向けて

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1-1】静岡県土地利用基本計画書の一部変更（案）について
- ・【資料1-2】静岡県土地利用基本計画書の一部変更（案）新旧対照表
- ・【資料1-3】静岡県土地利用基本計画書の一部変更（案）
- ・【資料2-1】令和4年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料2-2】令和4年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）説明資料
- ・【資料3】 静岡県国土利用計画審議会における会議の書面開催に係る運用（案）について
- ・【資料4-1】令和4年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・【資料4-2】令和4年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について説明資料
- ・【資料5】 次期静岡県国土利用計画の策定に向けて
- ・参考資料 静岡県国土利用計画審議会条例

令和4年度静岡県国土利用計画審議会

令和5年2月8日

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます政策推進局総合政策課、金原と申します。

今回の審議会は、ウェブを併用した開催とさせていただいております。当審議会委員16名のうち、10名の皆様の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

初めに、今回から新しく御就任いただいた委員を御紹介いたします。県議会総務委員会委員長の野田治久委員でございます。継続の委員の御紹介については、誠に勝手ながらお手元にお配りしております委員名簿をもって代えさせていただきます。

それから、本日の審議会でございますが、国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱に基づき公開をいたします。また、会議録につきましても、委員の皆様にご確認いただいた後に公開をいたします。

最後に、委員の皆様にご覧でございますが、音声設定でございます。御発言のないときは音声の設定をミュート、左下にありますボタンを押していただくとミュートという状態にさせていただきます。御発言の際に音声設定をオンにさせていただくという措置をお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、石川政策推進担当部長から御挨拶を申し上げます。

【部長】 県の政策推進担当部長の石川でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。本審議会は、国土利用計画法に基づき、県土利用の基本的事項や土地利用の重要事項、こちらを審議していただくことを目的としているものでございます。本日は、静岡県土地利用基本計画書の一部変更と、静岡県土地利用基本計画図の一部変更について御審議をお願いしたいと思います。

まず、基本計画書の一部変更でございますが、こちらは、“ふじのくに”のフロンティア

を拓く取組に係る全体構想の改定、また、第3期基本計画の策定に伴いまして、特に土地利用の調整が必要と認められる地域に、ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域を追加するものであります。基本計画図の一部変更については、土地利用基本計画に基づく都市地域、農業地域、森林地域の変更が合計8件生じております。また、審議会の書面開催に係る運用につきましても、御審議をお願いしたいと思っております。

本日15時半までという限られた時間ではございますが、委員の皆様には、御専門の立場から、また、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

【司会】 以降の議事進行につきましては、審議会条例の定めにより、松木会長にお願いいたします。

【会長】 本審議会は、県土の土地利用に関する重要事項について審議し、意見を述べ、静岡県の土地政策に反映していくことに大きな意義がございます。近年は、函南や伊東市などにおけるメガソーラーの建設などにおいて、地域住民を巻き込んだ社会問題となったり、場合によっては、熱海の盛土のように実際の災害に結びついてしまう、こうした非常に重要な課題でありまして、したがって、本審議会も社会的なポジションとしての重要性が高まっていると思っております。短い時間の中でございますけれども、それぞれの視点から多様な意見を賜り、議論を尽くした上で本審議会の委員として取りまとめでまいりたいと存じます。皆様の御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

さて、それでは、早速、議事のほうに入りたいと存じます。まず、議事の1番の案件、知事から本審議会に意見を求められております3つのポツに関して、事務局から案件の説明を一括でいただいた後に審議を行い、本審議会の意見として取りまとめたと考えております。

事務局からの説明をお願いします。

< 静岡県土地利用基本計画書の一部変更（案）について >

< 静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について >

< 静岡県国土利用計画審議会における会議の書面開催に係る運用（案） >

【会長】 それでは、ただいま御説明のありました3つの審議事項につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

3つ、何でもいいよというのであれば、一番シンプルな今後の書面開催について、先に審議してはどうかと私は思うんですけども、この3つ目の今後の、言ってみれば事務の効率化といいたいでしょうか、これについて御質問等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

そうしたら、これについては、この案のとおり、今後の取扱いを簡素化して書面開催ということも可能とする、それはこういう根拠とするということに対して御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、この3点目の案については、承認いただいたということでさせていただきます。

それでは、残る2つの議案、資料1による土地利用基本計画書の一部変更について。これについて、これはもう一つのものと同動しているのでしょうか。それとも、別案件でしょうか。

【事務局】 別案件です。

【会長】 それでは、1の計画書の内容について、変更について、御質問等ございましたらお願いいたします。

これは、どちらかという、県の施策が、情勢に合わせて拡大して、幅広に捉えようということで「循環型共生圏」という概念になっているということによろしいんですね。

【事務局】 事務局ですけれど、新しい考えの地域づくりを新たに追加したいということで、今までの制度と同様に、こちらに土地利用の調整を速やかに進めることを、そこに付け加えたいという案件でございます。

【会長】 ということで、幅広に捉えてやっというということだと思いますけども、これにつきまして御意見等ございますでしょうか。

それでは、これについて、この原案のとおり承認するという御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、これについても承認をいただいたというふうにしたいと思います。

それでは、資料の2、県土地利用基本計画図の一部変更(案)について、これについて御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大変恐縮ですが、やはりこうしたことに造詣の深い川口先生にまず何か、気がついたこと等ございましたらお話を頂戴したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

【委員】 全体として、変更内容に異議があるわけではないんですけど、この場であれこれ言うようなことではないとは思んですけど、袋井市で区画整理事業が行われて、あと、今まで都市計画区域の用途地域の指定がないところに、集落の部分については用途地域の指定がなされるということですけど、既存不適格等、こういう場合、課題が出てくる場合もあると思うんですけど、住民の方への説明とか、そういうような形はきちんと踏まえてやられていると書き入れもあるので、疑問を持っているわけではないんですけども、どういう状況だったのか、もし分かるようなら教えてください。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、今日、県の都市計画課長さんも会場のほうにいらっしゃいますので、都市計画課長さん、よろしくをお願いします。

【事務局】 県の都市計画課長でございます。今の件についてお答えをいたしたいと思えます。

こちらは、別途、都市計画の手续としまして、用途地域を定める、プラス地区計画によって、これも土地利用とか、そういったものを適切に運用を図っていくというふうにして市のほうで進めているところでございます。それに当たりまして、当然、住環境の調和を図るための地区計画ということでございまして、市のほうでは、地元の自治会とか、そういった勉強会をやりながら、まちづくりのルールも一緒になって検討しているということで、住民にも十分に説明していただいているというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。川口先生。

【委員】 ありがとうございます。計画的なまちづくりの推進の土台が強化されるというふうには、内容からもそう思っていましたけれども、説明をいただいてそれを確信しまし

たので、以上です。

ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。

袋井のこの件については、たしか袋井は非線引きですよね。だから、市街化区域というよりは、多分、用途地域に編入されるということであろうかと思うんですけど、よろしいですか。

【委員】 そうですね。

【会長】 用途地域に編入するに当たって、この周辺がどこまでとか、引いてあるのか、ちょっと図面上だと割と分かりづらいなというふうに思うんですけども、何か言葉によるフォローでも、補完でも結構ですので、都市計画課長さんのほうから、現在の用途地域がどういうふうに塗られていて、そこにこれはどういう形でくっつくのか、場合によって島なのか、その辺についてお話しいただけますでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、今、会長のほうからもお話がございましたとおり、袋井市につきましては非線引きになりますので、用途白地というところになります。ほぼほぼ、今回、入れるところになりますけど、なかなか今のお話のとおり、航空写真を使いながら少し御説明を差し上げたいと思います。こちらのとおり、一部、ほぼほぼ、そうですね、これ、上が北のほうになりますけど、西側は、半分ちょっとが農地、それから、東側が、半分弱が幾つか住宅が建っているというようなところでございます。

いわゆる農地として利用されていたところが新たに工場が来るようなところで、用途地域につきましても、こちらは工業地域に指定する形を、今、考えているところでございます。かなり集落とか、見えるほうにつきましては、こちらにつきましては1種住居、こちらに用途地域のほうも指定する。西側半分強が工業地域、東側、住宅がある半分弱が1種住居、そんな形の用途地域も考えているということで市から聞いております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

この図面の22ページを見ますと、今回の27ヘクタールの右側、東側にどうも用途地域が広がっているように見えるんですけども、そういうことですね。この用途地域にくっついているところが、今回と。

【事務局】 こちらは、ほぼほぼインター周辺というようなこともございますので、工業地域、今回、西側半分の用途地域として定めているところと同じ工業地域ということで

広がっているというような状況でございます。

【会長】 補足でもう一つお聞きしたいんですけど、その上にある工場群のようなところ、これは現在は用途地域にはなっていないという。

【事務局】 そうですね、白地でございます。今回、いろいろこちらの説明資料の中にもございましたが、市内の業者さんがこちらに移転ということで今回の話があったわけでございますが、時間的な問題もございまして、先行して、今回、都市のほうに入れるようなことで、今、進めてございます。

周辺も、インター周辺というところでもございまして、用途白地でございますが、こちらのいわゆる用途に入れるかどうかということにつきましては、今後、検討していくというようなことで聞いているところでございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、さらに御質問等ありましたらお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見もないようですので、土地の計画図の一部変更案についても、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、以上によりまして、議事の1、審議事項についてはこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、今度は3番の報告事項のほうに入りたいと存じます。事務局から、報告事項の説明をお願いします。

<森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について>

<次期静岡県国土利用計画の策定に向けて>

【会長】 ありがとうございます。

2つの案件がございまして、一つは報告事項としての幾つかの土地利用の変更に関すること、もう一つが次期の県の国土利用計画の策定に向けた話で、これ、一つ一つ分けてい

きたいと思うんですが、まず最初の報告事項の区域変更の関係、これにつきまして御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、あえて私のほうからちょっと質問をしたいと思うんですけど、確認というか、ナンバー3とナンバー6の牧之原と掛川は農用地にするというふうに書いてあるんですね。農用地造成と。今般は林地開発について許可になりましたよという御報告なんですけど、そうすると、これがほかのものになるというよりは、同じ、国土利用計画で言うところの農業地域になるのかなという気がするんですけど、その辺について、森林あるいは農業のほうの担当課長の方、いらっしゃったら教えていただきたいんですが。

【事務局】 農地利用課長でございます。

森林を縮小して、その後、農用地の造成をする案件が幾つかございますけれども、我々の立場としては、農地が増えるということになりますので、これについては特段規制もございませんし、歓迎する方向でいきたいと思えます。もちろんきちんと土地を造成していただくというのが前提になりますけれども。

そうですね、これは、今後のそこの当該市の考え方によるんですけども、そこを、例えばいわゆる青地とか農用地区域にするかしないかというのは、またこれから、今後、市のほうとまた我々のほうで調整するという形になると思えます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ここの表現に農用地の造成というふうに書かれているので、森林区域を縮小したら、そうしたら、しからば5地域区分としてはどうなるんだろうという、ちょっと素朴な質問をさせていただいたわけです。

そのほか、各委員の中から、どんなことでも結構ですから、御質問、御意見等ありましたらいただきたいと存じます。

すみません、川口先生、お願いします。

【委員】 さっきさらっと御説明はしていただいたんですけど、4と5の下田市の森林地域の縮小で、2案件で、この面積が双方19ヘクタールと19.99ヘクタールという誠に微妙な面積で分かれているというところで、環境アセスどうなるのかなって事前の説明のときにちょっと御質問させていただいたら、県のほうから、資料として環境アセスをするよということを出していただいているというふうに先ほど説明していただいたんですけど、これは確実に義務づけるに実施されるという方向で動いていくのかどうかを教えてくださいいただければと思います。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、県の担当課のほうでまずお話をさせていただいて、今日は下田市からも企画課の参事という者がここにおりますので、もしよろしければ、その人から補足的な説明を頂戴したいと思うんですが、まずは事務局としての御回答をお願いします。

【事務局】 事務局、総合政策課から御説明します。

本日、環境アセスの担当部局がおりませんので、最新の状況は後ほどの確認になりますが、聞いているところによりますと、事業者に対して、これは一体性があるものですから、第2種事業、こちらに該当するという判断をしております、今まで2回、第2種事業の届出が必要であるという通知を発出しているというところまで確認をしておるところです。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、せっくなので、土地対策課長さんもいらっしゃいますので、何かコメントを頂戴できますでしょうか。

【事務局】 土地対策課長の上原です。

今の話は、事業者が違うけれども、それぞれが19ヘクタールぐらいずつ計画をしている中で、林地開発の許可は取っているけど環境アセスのほうはどうなるのかという話だと思います。県の土地利用事業については、5ヘクタール以上の場合には、県の土地利用事業の手続をしてもらうという形になるんですけども、今回の案件については、太陽光発電で、県の土地利用事業の対象とする前の手続になりますので、そういう意味では、県の土地利用事業の手続は関係しないということになります。

以上です。

【会長】 すみません、答えにくいところに触れました。

それでは、下田市から、この件について出席している者がおりますので、その者から。いいですか。

【下田市】 下田市参事の、企画課参事の白鳥でございます。以前、県の都市経営課長もしていましたので、土地利用に関してはある程度の知識を持っているということで、市の職員と今なって、お手伝いをしているところです。

この案件につきましては、4号の図面を、16ページを見ていただければ分かりますように、もともとは一つの敷地として計画されていたところからスタートしております。ただ、道路等も含めておのおの敷地はつながっていますし、関連性のある敷地だったわけです。ただ、それぞれが20ヘクタール以下という形で分割され、別な事業者が権利が移り、そ

れぞれが太陽光発電ということで申請をしたところでございます。

環境アセスのほうからは、やっぱりこれ一体性があるということの中で、20ヘクタールですが、個々にやるのではなく、環境アセスの対象とし、事業を進めてくださいという話になってはいますが、事業者のほうとしては、今のところ、それについては、別々の事業者であり、環境アセスの手続は行ってないということは聞いております。

また、これにつきましては、一番難しかったのが、今回の太陽光発電がスタートしたのが、市が再エネ条例を施行する前からの案件でありまして、再エネ条例的には、この地域の、これ、2級河川の稲生沢川の上流域になるわけですが、その2級河川のほうの流域を考える諸団体のほうからいろいろ要望等がございまして、そういったことも加味し、この地域での開発に関しては不同意ということで通知しているところでございます。

一方で、再エネ条例等の施行前からしかかっているところでございますので、当時から進められた林地開発の許可については、当然、個別法に基づく協議ですので、そこまでの内容についてはしっかり審議されているということで、林地開発許可を再エネ条例の施行後に行っている案件でございます。

市としましては、弱小自治体、人口2万の下田市のようなところについては、市という行政体でございますが、政令市である静岡市、浜松市、また中核市等の市とは、こういった技術的な開発等を行うような人員がそろっていないものですから、河川法や、こういった地産地消、治水等、その他土地利用についてのこういった諸問題は、県のほうの所管のところは技術的な支援をいただいて行政を進めているところですので、この大規模な開発に関しては、河川法に基づくもの、また、その他法令に基づくこと、環境もそうですが、そういったものについては県のほうで審議を進めていただきたいということで申し上げているところでございます。

また、将来的にここの地域は都計外となっておりますので、都市計画法等の諸法令が及ぶ範囲ではございませんので、まして、太陽光発電は開発の対象とならない、暫定的に20年間やるという趣旨でございますので、太陽光発電後の土地利用等がまだ定まってないようございまして、できればそのまま、周辺も森林でございますので、同様な災害等防止の観点、また、その他の水域等を守る観点から、所管、県のほうの土地利用の中でずっと見守っていただきたいなど、このように考えてございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

下田よりも人口も多くて、それから、財政力も強い長泉町長の池田町長さん、今日は御出席ですので、恐縮ですが、基礎自治体の首長さんとして何か御意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】 今の案件について、実は質問させてもらおうかなというふうに思っていて、県からの説明の中で、市が不同意であるという言葉がずっと引っかかっていました。自治体の規模だとか、財政力だとか、もう全く関係なくて、地元の住民が、今やソーラーに関して、何でも駄目という話ではないんですけども、問題を持っている、あるいは、市としても非常に問題を感じているような事業について、先ほど参事さんから県に見守ってほしいという、そういう表現でのお言葉があったんですけど、まさに県として、市の同意という部分を重く受け止めるべきでしょうし、私たちが委員となっているこの審議会で話題になっている中で、同じ首長として何ができるのか、何をしてもらえるのか、何ができるのかなという話なんですよね。

ぜひ、いろんな個別の法令を通して、個別案件として通っていくという処理の仕方なんだろうけども、市の不同意という、その思いといいますか、判断をぜひ、位置づけ、もっともっと重くしてほしいし、この審議会で意見を付すなりすることによってそれを助けることになるならば、何ができるんだろうということをちょっと思っています。

【会長】 ありがとうございます。この審議会の存在価値、存在意義にも関わるとても貴重な御意見でございます。

当局のほうから、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

【事務局】 御意見いただきましてありがとうございます。

この太陽光発電の関係につきましては、令和2年度のこの審議会においても、事務局から、この太陽光発電施設の導入と適正な土地利用についてをテーマにしまして、太陽光発電の動向や課題、また、国や県、市町の対応について報告を行わせていただいたところで、今、再生可能エネルギーの導入拡大が、行政の目標となっているところではありますが、太陽光発電施設の立地の課題に対しまして、そのときの報告では、土地利用基本計画書の改正、環境影響評価条例の活用、市町で独自条例などを制定していただく、こんなことで適正導入を図ってきたところでございます。

また、この報告以降も、県では、国に対しまして、住民との合意形成を図るための法改正の検討などを提案・要望しているところでもあります。また、全国知事会からも、国に対しまして、責任を持って事業者を指導とか不適切開発を是正する仕組み、また、地域への

利益還元につながる仕組みの構築などの提案・要望を行っているところでありまして、国も省庁横断するような検討会などを設置し、法改正を含めた制度的対応について、現在、検討しているということで聞いております。

これらは、本県だけでなく全国的な課題と認識しておりますが、そういった課題解決に向けまして、県も国や市町と連携して対応していきたいと思っておるところでございます。以上です。

【会長】 心強い御意見ありがとうございます。

今の件で、今のお話でよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

そのほか、御意見等ございますか。

それでは、報告事項としての森林地域の縮小に関わる林地開発許可の案件の報告についての御意見は以上とさせていただいて、次に、次期静岡県国土利用計画の策定についてという、こちらの内容について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

加藤幸枝さんは、たしか私は景観の関係で、昔、お世話になったような気がするんですが、加藤さん、もし何かありましたら御意見お願いいたします。

【委員】 加藤です。お世話になっております。

事前の説明でも、いろいろ丁寧に御説明いただいて、その後の対応等もしっかりやっていただいているので、今の案件について景観形成や保全の観点からは大きな問題はないかなというふうに考えております。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、野田委員、何か、もし御意見がありましたら。なければ結構なんです。

【委員】 特になしで。

【会長】 分かりました。

岡本委員はいかがでしょう。

それでは、意見もないようですので、以上をもちまして報告事項についての質疑も終了したいと思います。

それでは、令和4年度の静岡県の国土利用計画審議会の議事については以上といたしまして、進行を事務局にお返しいたします。

【司会】 ありがとうございました。審議事項、報告案件、それぞれ意見交換させていただきましてありがとうございます。

審議会を閉会するに当たりまして、石川政策推進担当部長から御挨拶を申し上げます。

【部長】 委員の皆様におかれましては、審議事項、報告事項、御熱心な審議と議論をいただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今後、土地利用基本計画図の変更につきましては、国土交通省及び関係市町の意見聴取を経て決定、公表してまいります。

簡単ではございますが、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、令和4年度静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

ウェブ接続は、順次退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

— 了 —